

令和3年6月1日から



下野市路上喫煙の防止に関する条例を施行します



路上喫煙の防止に関し、喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図ることにより、市民等の身体及び財産の安全を確保し、清潔で快適な生活環境の実現を目的として、条例を制定しました。

○路上喫煙禁止区域と指定喫煙所について

人が多く行き交う、市内3つのJR駅の、各駅から主要道路までの範囲で、駅前広場及び周辺道路を『路上喫煙禁止区域』に設定しました。

禁止区域では、指定喫煙所以外での路上喫煙は禁止となります。

※詳しくは裏面をご覧ください。→



○喫煙マナーについて

道路等の公共の場所では、他人に迷惑をかけないよう十分に注意し、マナーを守って喫煙しましょう。

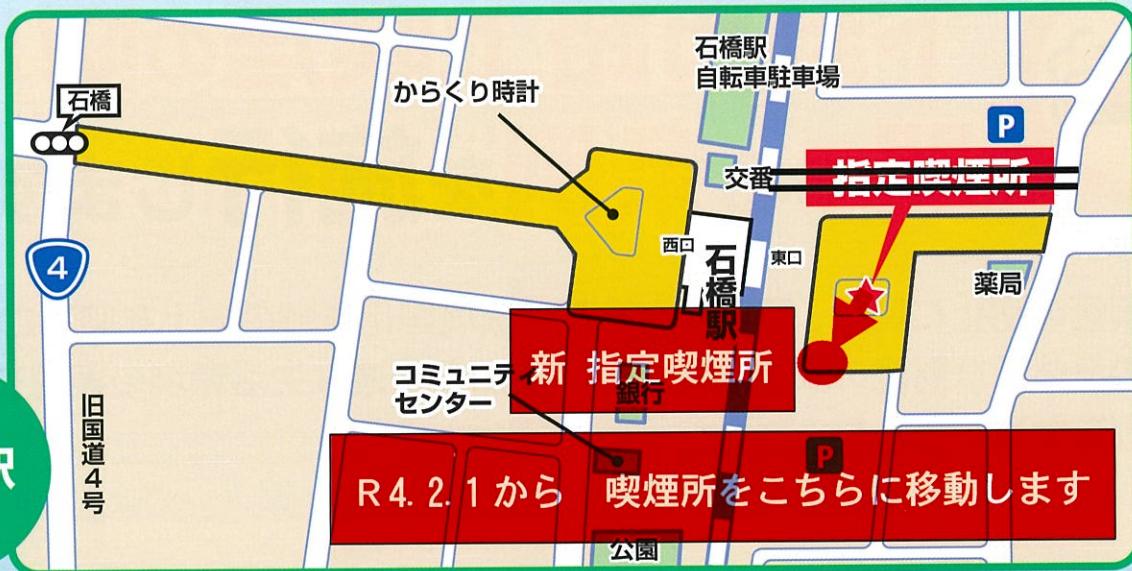


市は、喫煙マナー及び環境美化意識の向上に向けた取り組みを進めて、安全で清潔かつ快適なまちづくりを目指してまいります。皆様のご理解とご協力を願いいたします。



路上喫煙禁止区域

石橋駅



自治医
大駅



小金井駅



禁止区域では、指定喫煙所以外での路上喫煙は禁止となります。
指定された喫煙所での喫煙にご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ

下野市環境課

TEL.0285-32-8898 FAX.0285-32-8609 〒329-0492 栃木県下野市 笹原 26 (庁舎 2 階)
✉ kankyou@city.shimotsuke.lg.jp HP: <https://www.city.shimotsuke.lg.jp/>

路上喫煙禁止区域